

令和8年度

センター名

鈴鹿市基幹型地域包括支援センター

事業計画書(案)

〈基幹型〉

令和8年3月

1 総則

(1) 組織・運営

この事業計画の策定体制 (組織、法人のかかわり方)	法人内部において事業内容の共有を行い、事業計画に反映する。法人理事会で議決、評議員会で承認を得ている。
この事業計画の進捗管理手法	自己評価については、事業報告書にて理事会・評議員会にて報告を行い、年度ごとに見直し改善策を協議する。外部評価については、鈴鹿亀山地区広域連合が主催する介護保険運営委員会にて評価を受け、改善すべき点については見直し、次年度の事業計画に反映する。
公平性、中立性を確保するための体制	社会福祉法第109条に基づき地域福祉の推進を図ることを目的に設置されている社会福祉協議会職員として、公共性の高い民間団体としての役割を十分に認識する。中立な立場で市民のニーズに即応したきめ細やかな地域福祉、在宅福祉サービス活動を展開し、多種多様な福祉ニーズに対応した福祉サービスを推進できるよう活動していく。
組織マネジメント体制	法人内において、職員個々で年度目標を設定し、担当課長及びグループリーダーを中心として目標管理を行う。PDCAサイクルを運用し、目標達成に向けて必要な業務改善を行う。
個人情報保護体制	法人として情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定める。個人情報保護に関する法令、鈴鹿亀山地区広域連合の定める個人情報保護規定等を遵守する。実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努める。鍵付き書庫の設置、警備会社により夜間警備体制を敷く。
苦情処理体制	法人の苦情解決事業実施規程に基づき、苦情対応責任者を設置、苦情解決の仕組みを定める。苦情が寄せられた際は真摯に対応する。福祉サービスに対する利用者の満足度を高め、利用者の権利を擁護するとともに、利用者が福祉サービスを快適に利用することができるよう支援する。

(2) 人員

職員の配置状況	センター長(主任介護支援専門員)[1]人、保健師[1]人、社会福祉士[3]人
職員の研修等実施計画	職員の資質向上を図るため、定期的に法人内で研修を実施する。また、各専門職に必要な業務に関連した外部研修会や医師会等が実施する研修会等に参加する。
専門職間の連携体制	業務開始時、朝礼にて職員の行動予定を確認する。定期的にケース共有の場を設け、個々に対応しているケースの情報共有及び支援方針の検討を三職種間で行う。また、困難事例や虐待事例においては、発生時に早急に対応ができるように体制を整える。

(3) 圏域の状況把握

担当圏域の状況把握方法	基幹型地域包括支援センター主催のセンター長会議や3職種ワーキングにて各地域包括支援センターと情報共有を行い、各地域包括支援センター主催の地域ケア圏域会議へ参加し、各圏域における地域課題の把握を行う。
担当圏域の地域概況 (高齢者数、高齢者世帯など)	令和7年9月30日現在 高齢者人口 65歳以上人口[51,013]人、75歳以上人口[29,670]人 高齢化率 26.4% 75歳以上比率 15.4%
地域資源の状況	各地域包括支援センターや生活支援コーディネーター等と連携し、圏域ごとの地域資源の状況把握を行い、生活支援コーディネーターを中心に、不足している資源の開発に、協働にて取り組んで行く。

今年度の事業実施にあたっての重点事項

- ・地域包括支援センターでは対応困難な事例や虐待事例等において後方支援を行い、必要時には重層的支援体制整備事業へ繋ぎ、多機関との連携を強化する。
- ・三層構造の地域ケア会議を開催し、抽出された地域課題の解決に向けて鈴鹿市・関係機関と連携し政策形成に繋げる。また、自立支援型地域ケア会議において、多機関協働にて参加者が自立支援に資するケアマネジメントの視点を深められるよう、会議を円滑に開催できるように後方支援を行う。
- ・関係機関と連携し、認知症に対する啓発活動の充実や認知症サポーターの養成、認知症家族への支援等、認知症施策を推進する。

2 全体調整

センター名 鈴鹿市基幹型地域包括支援センター

(1) 地域包括支援センターの統括、全体調整

令和8年度

法的位置づけ	—
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～

この業務の実施方針	地域包括支援センターが抱える困難事例において、関係機関の調整を図り、多機関協働にて課題解決に向けて取り組む。地域ケア会議にて抽出された地域課題を把握し、鈴鹿市の政策形成に繋げる。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①市内の地域包括支援センターの統括	5 基幹型センターの位置づけ	1 地域包括支援センターの運営内容に関する相談、助言、指導の実施	地域包括支援センターから相談があれば適宜対応する。毎月のセンター長会議、3職種ワーキング等で情報共有する。
		2 確認事項等にかかる広域連合との協議実施及び地域包括支援センターの意思統一	毎月の基幹型センター長会議にて広域連合と協議し、協議内容を地域包括支援センターへ情報共有する。
②地域包括支援センター業務に関する要望や質問の取りまとめ	5 基幹型センターの位置づけ	1 地域包括支援センターに対する業務への要望・質問等のヒアリング	毎月のセンター長会議、3職種ワーキングにて情報共有する。
		2 日常的な業務における要望・質問等の受付と広域連合との間での調整	質問においては広域連合に確認し、返答する。要望は広域連合に報告し、対応について協議する。
③地域課題についての協議、及び地域資源の活用についての提案等	5 基幹型センターの位置づけ	1 地域課題に関する広域連合及び市との協議	各地域ケア圏域会議から抽出された地域課題を整理し、地域ケア推進会議で審議する内容において協議する。
		2 広域連合及び市に対する地域資源の活用に関する提案	各地域ケア圏域会議、自立支援型地域ケア会議より抽出された地域課題を整理し、情報共有する。
その他、地域包括支援センターの統括、全体調整にかかる取組			

(2) 地域包括支援センターの後方支援

法的位置づけ	—
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～

この業務の実施方針	地域包括支援センターが円滑に機能できるように、広域連合、鈴鹿市、関係機関と総合調整を行い、後方支援に取り組む。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①地域包括支援センターの円滑な業務運営の支援	5 基幹型センターの位置づけ	1 広域連合からの指示、指導項目等の伝達	指示・指導内容を確認し、毎月のセンター長会議等で共有する。
②地域包括支援センターからの相談に対する指導・助言等	5 基幹型センターの位置づけ	1 地域包括支援センターからの業務にかかる相談への対応	指導・助言を行い、必要に応じて広域連合に報告し、相談内容について協議する。
		2 結果の共有	適宜、相談内容とその対応、解決方法に関し、地域包括支援センターへ共有する。
その他、地域包括支援センターの後方支援にかかる取組			

3-(1) 包括的支援事業
ア 総合相談支援業務

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第1号
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 1 一人ひとりに応じた相談支援体制の整備 (1)総合相談・情報提供

この業務の実施方針	地域における医療・介護・鈴鹿市や関係機関との連携強化と複合的課題を抱える高齢者やその家族等への切れ目のない支援をする。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①緊急・困難事例への支援	6(1)ア(ア)	1 緊急・困難事例に対する処遇検討	地域包括支援センターからの緊急・困難事例の相談に対し、検討会議の開催及び鈴鹿市に報告する。
		2 ケース会議の実施	地域包括支援センターと連携しケース会議を実施。
		3 事例への介入	ケース会議で地域包括支援センター、鈴鹿市及び関係機関と役割分担を行う。
		4 事後フォロー及び支援結果の共有	介入後も地域包括支援センター、鈴鹿市及び関係機関へ連絡・調整を行う。
②相談事例の把握・分析と共有	6(1)ア(イ)	1 相談事例の把握・分析	地域包括支援センターからの報告により事例内容の把握をし、活動記録報告フォームを分析に活用する。
		2 効果的方策の検討	相談事例の課題分析を行い、効果的な方策等の事例を集約する。
		3 事例検討会・研修会の実施	3職種ワーキング等で検討を実施し、各地域包括支援センターと情報共有する。
③地域におけるネットワーク、市レベルの関係団体・機関・行政とのネットワークの構築	6(1)ア(ウ)	1 介護施設協会等とのネットワーク	介護施設協会等から発信される情報を把握し、必要時は連携を図る。
		2 医療機関とのネットワーク、在宅医療・介護連携	医師会が主催する在宅医療登録医会に毎月出席、鈴鹿市地域包括在宅医療ケアシステム運営委員会に年4回出席し、医療・介護の連携を図る。
		3 民生委員児童委員協議会、市社会福祉協議会とのネットワーク	適宜、社会福祉協議会が開催する関係会議等に参加する。
		4 生活支援コーディネーターとの連携	第1層協議体会議への出席。社内共有会議の参加にて生活支援コーディネーターとの情報共有。
		5 高齢福祉分野以外とのネットワーク	高齢福祉分野以外との関係機関が参加されている会議等を通して関係構築を行う。
		6 その他のネットワーク	包括連絡会議や支援調整会議や他機関連携会議への参加を通して関係構築を行う。
④相談業務の標準化	6(1)ア(エ)	相談支援業務の標準化、質的向上	3職種ワーキングや虐待連絡会議等を通して事例検討や知識の共有を行う。
⑤複合的な課題を持つ世帯への支援	6(1)ア(カ)	1 相談内容の把握、分析、整理	地域包括支援センターからの相談を受けてケース内容の把握を行い、課題整理をする。
		2 関係機関との連携	複合的課題を持つ世帯全体の関係機関と情報共有を行う場の調整をする。
		3 地域包括支援センターへの支援	関係機関と役割分担を行い、地域包括支援センターが円滑に支援できるよう後方支援を行う。

介護保険事業計画 における位置づけ	基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括 ケアシステムの進化・推進～ 3 在宅生活を支える環境の整備 (2)家族介護への支援
----------------------	--

この事業の実施方針	家族介護者等が気軽に相談できる窓口として、地域包括支援センターや各地域包括支援センターで 開催している介護者の集いの周知、必要な情報提供を行う。
-----------	---

事業内容	委託仕様書 の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①家族介護への支援	6(1)ア(オ)	1 予防的な取組	地域包括支援センターが開催する介護者の集い等 の開催を後方支援する。
		2 家族介護者からの相談内容の 分析	課題を抽出し、地域包括支援センターと協議し、必 要に応じて新たな仕組み作りを検討する。
		3 家族介護者への情報提供	地域包括支援センターが開催する介護者の集いの 周知や相談に応じた情報提供をする。
		4 幅広い年代への周知方法	広報紙等の情報媒体を通じて、地域包括支援セン ターや介護保険制度等の情報を発信する。
その他、家族介護にかかる取組			

3-(1) 包括的支援事業
イ 権利擁護業務

センター名 鈴鹿市基幹型地域包括支援センター
令和8年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第2号
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 1 一人ひとりに応じた相談支援体制の整備 (2)権利擁護・虐待防止
この業務の実施方針	権利擁護の普及啓発を行うため、関係機関と情報共有等の連携を図る。また、虐待を未然に防止するため、市民へ必要な情報提供や相談窓口の周知を行う。

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①成年後見制度適用に関する情報共有と制度理解の促進	6(1)イ(ア)	1 成年後見制度等の活用事例の情報共有	成年後見制度の申請や利用に至った事例を、地域包括支援センターと社会福祉士ワーキング等で情報共有や事例検討を行う。
		2 地域包括支援センター職員に対する制度理解の促進	成年後見制度の理解を深められるように、後見サポートセンターが主催する研修会等の情報提供を行い参加を促す。
		3 制度にかかる普及啓発活動の推進	後見サポートセンターと協働し、制度に関する普及啓発を行う。
		4 制度利用に関する相談支援	成年後見制度に関する相談等の対応を後見サポートセンターと協働する。
②支援が困難な事例への対応	6(1)イ(イ)	1 支援困難事例への対応	地域包括支援センター、鈴鹿市、後見サポートセンターと連携し困難事例等の対応を行う。
		2 虐待事例があった場合の対応	地域包括支援センター、鈴鹿市と連携し、対応策を協議する。
③高齢者虐待の予防等	6(1)イ(ウ)	1 養護者支援の充実	リスクのある世帯へ早期介入を行い、養護者を支援することで虐待の未然防止を図る。
		2 若年層への虐待防止啓発	ヤングケアラーに向けて虐待防止の啓発活動の充実を図る。
④消費者被害の防止	6(1)イ(エ)	1 鈴鹿亀山消費生活センターとの連携	社会福祉士ワーキング等を通じて、消費者被害のあった事例を鈴鹿亀山消費生活センター等と共有する。
その他、権利擁護にかかる取組		1 権利擁護支援にかかる法福官連携の推進	鈴鹿市権利擁護ネットワーク会議へ出席し、権利擁護に関する事業促進や法福官の連携を図る。

3-(1) 包括的支援事業

センター名 鈴鹿市基幹型地域包括支援センター

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

令和8年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第3号
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 1 一人ひとりに応じた相談支援体制の整備 (1)総合相談・情報提供

この業務の実施方針	介護支援専門員のスキルアップを目指した研修会の開催。また、地域包括支援センターや介護支援専門員が抱える困難事例の解決に向けて、直接的・間接的な支援を行う。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①事例検討会・研修会の開催支援	6(1)ウ(ア) 7(1)	1 地域包括支援センターが開催する事例検討会・研修会への協力	地域包括支援センターが開催する事例検討会や研修会へ参加し助言等を行う。
		2 地域包括支援センター職員の資質の向上、研修会の実施	3職種ワーキングを通じて、事例の共有や情報共有を行う。また、地域包括支援センター職員へ向けて年1回研修会を開催する。
②支援困難事例等への指導・助言	6(1)ウ(イ)	1 同行訪問	地域包括支援センターからの支援要請に応じて、随時、訪問支援を行う。
		2 サービス担当者会議への出席	地域包括支援センターからの支援要請に応じて、随時、サービス担当者会議へ出席する。
		3 支援事例に関するフォロー	支援を行った事例に対して、各種ワーキング等を通じ、情報共有やモニタリングを行う。
③在宅限界点を高めるためのケアマネジメント実施に向けた介護支援専門員への支援	6(1)ウ(ア)(ウ)	1 介護支援専門員等への研修会の実施【※年間計画を別紙へ記入してください】	地域包括支援センターおよび居宅介護支援事業所の介護支援専門員向け研修会を年1回以上開催する。
		2 介護支援専門員等への情報提供	医療介護連携支援センターと情報共有を行い、介護医療の連携に関する情報提供をする。
		3 地域住民への取組み	地域包括支援センターと協働し、地域住民へ介護予防事業の普及啓発の後方支援を行う。
その他、包括的・継続的ケアマネジメントにかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

【別紙】介護支援専門員向け研修会・事例検討会等開催計画

圏域名

鈴鹿市基幹型地域包括支援センター

令和8年度

開催月	内 容	対象者	備 考 (共催の場合は、その旨と共催相手を記入)
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月	介護支援専門員向け研修会(オンライン開催)	すべての介護支援専門員	主催
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			

3-(1) 包括的支援事業
 エ 地域ケア会議関係業務

センター名 鈴鹿市基幹型地域包括支援センター
 令和8年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の48
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 3 在宅生活を支える環境の整備 (1)地域ケア会議の実施

この業務の実施方針	個別レベル・圏域レベルの地域ケア会議において、地域課題を抽出し解決に向けて協議する。地域包括支援センター、鈴鹿市、医療介護の関係機関および地域と横断的に連携・協力することで支援体制を強化する。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①地域包括支援センターが開催する地域ケア会議への支援・機能強化	6(1)エ(ウ)	1 地域ケア個別会議の開催支援	運営マニュアルを通じ、開催手法のノウハウの共有化や開催が進まない包括へ後方支援を行う。
		2 地域ケア圏域会議の開催支援	運営マニュアルを通じ、開催手法のノウハウの共有化や開催が進まない包括へ後方支援を行う。
		3 他の会議や事業との連携による機能強化	随時、会議へ参加し、事業連携への取組みを後方支援を行う。
②三層構造の地域ケア会議の連携を通じた地域課題の解決	6(1)エ(ア)	1 自立支援型地域ケア会議の実施	基幹型地域包括支援センターが事務局を担い、年16回開催する。また、地域包括支援センターが会議進行できるように後方支援を行う。
		2 自立支援型地域ケア会議にかかる事前・事後協議の実施	3職種ワーキングを通じて会議内容の情報共有や半年後のモニタリング確認をする。
		3 広域連合への報告	地域包括支援センターおよび基幹型地域包括支援センターにて所定の報告様式にて会議内容を広域連合へ報告する。
		4 二市が実施する地域ケア推進会議への参加・資料提供	鈴鹿市主催の地域ケア推進会議に事務局として年2回参加し、圏域ごとの課題をまとめて資料提供する。
		5 地域ケア推進会議の結果のフィードバック	地域ケア推進会議の協議結果をセンター長会議にて共有する。また、地域包括支援センターが開催する地域ケア圏域会議にて報告する。
③会議を通じた介護支援専門員等への支援	6(1)エ(オ)	1 地域ケア個別会議における参加環境の整備	地域ケア会議運営マニュアルを活用し、参加環境を整備する。
		2 自立支援型地域ケア会議における参加環境の整備	自立支援型地域ケア会議の手引きを活用し、参加環境を整備する。
		3 「自立支援型地域ケア会議の手引き」の整備	鈴鹿市で使用する自立支援型地域ケア会議の手引きを必要に応じて改訂する。
④会議を通じた関係者の連携支援	6(1)エ(エ)	1 地域ケア圏域会議における参加者間の連携支援	地域包括支援センターが開催する地域ケア圏域会議に出席し、関係機関との連携を強化する。
		2 地域ケア圏域会議における地域住民の意見・問題意識の反映	地域ケア圏域会議で地域住民から出た意見等を課題解決に向けた協議へ反映させる。
⑤共通課題の整理と課題の政策化	6(1)エ(イ)	1 地域ケア圏域会議で検討された地域課題の整理・分析	地域ケア圏域会議にて抽出された圏域ごとの課題を整理・分析する。
		2 地域ケア圏域会議で検討された地域課題の解決のための政策化の検討	地域ケア圏域会議にて抽出された圏域ごとの課題を解決に向けて鈴鹿市と協議する。
その他、地域ケア会議にかかる取組			

3-(1) 包括的支援事業
オ 介護予防ケアマネジメント業務

センター名 鈴鹿市基幹型地域包括支援センター
令和8年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第1項第1号二
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 1 一人ひとりに応じた相談支援体制の整備 (1)総合相談・情報提供

この業務の実施方針	生活機能の低下がみられた高齢者に対し、介護予防事業等の活用により、機能が低下しないよう状態の悪化を予防し、自立支援の視点を重視する。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①自立支援に向けたケアマネジメントへの支援	6(1)オ	1 自立支援に向けたケアマネジメントの実施支援	自立支援型地域ケア会議等を通じて、自立支援に資するケアマネジメントの質の向上や介護支援専門員のスキルアップ等を図る。
		2 住民主体サービス、地域の予防活動の活用促進支援	生活支援コーディネーターと連携し、住民主体サービスや地域活動に関する情報を3職種ワーキング等で情報共有する。
		3 短期集中予防サービスの活用促進支援	3職種ワーキングや自立支援型地域ケア会議を通じて、短期集中予防サービスの活用を促進する。
②介護予防ケアマネジメントにおける制度見直しの反映、活用可能性の向上	6(1)オ(ウ)	1 介護予防ケアマネジメントマニュアルの充実	介護予防ケアマネジメントマニュアルを必要に応じて整備し、3職種ワーキング等で共有する。
その他、介護予防ケアマネジメントにかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業
 カ 広域連合指定事業
 (ア) 介護予防普及啓発事業等

センター名 鈴鹿市基幹型地域包括支援センター
 令和8年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第1項第2号
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標 I 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 2 介護予防・生活支援サービスの提供 (2)一般介護予防事業

この事業の実施方針	各種介護予防サービスが積極的な利用に繋がるよう、広域連合や鈴鹿市と協議し、地域包括支援センターとサービスの存在や活用方法等の情報共有を図り、地域包括支援センターが行う介護予防の取り組みに対し後方支援を行う。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①介護予防の普及啓発にかかる支援	6(1)カ(ア)a, b	1 各種介護サービスの存在、利用方法等に関する情報提供	保健師・看護師ワーキング等を活用し、各種介護予防サービスについて広域連合、鈴鹿市、地域包括支援センターと情報共有する。
		2 地域包括支援センターによる情報提供、啓発への支援	地域包括支援センターが主催する介護予防講座等で情報提供できるように、啓発活動への後方支援を行う。
その他、介護予防普及啓発にかかる取組			

3-(1) 包括的支援事業

カ 広域連合指定事業

(イ) 在宅医療・介護連携推進事業

センター名 鈴鹿市基幹型地域包括支援センター

令和8年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第4号
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 3 在宅生活を支える環境の整備 (3)医療と介護の連携

この事業の実施方針	医療的課題を伴う困難事例等への対応を推進するため、在宅医療・介護連携支援センター等との連携を強化する。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①在宅医療・介護連携支援センター等との連携による医療的課題への対応	6(1)カ(イ)a	1 在宅医療・介護連携支援センター、在宅医療を行う医療機関との連携による困難事例等への対応	地域包括支援センターと共に在宅医療・介護連携支援センター等と連携し、困難事例等への対応を行う。
②医療関係者とのネットワーク構築	6(1)カ(イ)b、c	1 医療関係者と地域包括支援センターとの合同の事例検討会・研修会等の開催支援等	地域包括在宅医療ケアシステム運営委員会へ年4回出席する。地域包括支援センター内で分担している参画委員会へ出席する。
		2 医療関係者が開催する会議等への出席	鈴鹿市医師会が開催する在宅医療登録医会に年12回出席する。
		3 医療関係者からの情報提供	在宅医療・介護連携支援センターや鈴鹿市医師会から発信される情報をベルディリンク等を活用して情報収集する。
その他、在宅医療・介護連携推進にかかる取組		鈴鹿市「身寄りがない方の入院・入所に係るガイドライン」の運用	ガイドラインの周知協力、鈴鹿市、医療機関、関係機関と研究会等を通じて、運用方法等の改定の検討、地域包括支援センターに情報共有をする。

3-(1) 包括的支援事業
カ 広域連合指定事業
(ウ) 認知症総合支援事業

センター名 鈴鹿市基幹型地域包括支援センター
令和8年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第6号
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標 I 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 1 一人ひとりに応じた相談支援体制の整備 (3) 認知症施策の推進

この事業の実施方針	認知症の早期発見・早期対応に向けて、認知症初期集中支援チーム・認知症地域支援推進員との連携強化を図る。認知症に関する啓発活動の充実や認知症サポーターの養成など、地域における認知症ケアの向上に繋げていく。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
① 認知症初期集中支援の推進	6(1)カ(ウ)a	1 認知症初期集中支援のための情報収集	認知症初期集中支援チーム員会議に出席している地域包括支援センターと連携して情報を収集する。
		2 認知症初期集中支援チームにつながったケースの把握・分析	認知症初期集中支援チーム検討会議に出席し、ケースについて把握し、必要に応じて助言を行う。
② 認知症地域支援・ケア向上の推進	6(1)カ(ウ)b、c	1 認知症サポーター養成講座の開催支援	鈴鹿市や認知症地域支援推進員等が開催する認知症サポーター養成講座の開催協力をする。
		2 認知症ケアパスの普及啓発・活用	認知症地域支援推進員と連携して認知症ケアパスの普及啓発を行う。
		3 認知症地域支援推進員と協力しながらの実践活動の実施支援	認知症地域支援推進員と協働してチームオレンジ等の取組みへの協力や支援を行う。
その他、認知症総合支援にかかる取組	6(1)カ(ウ)d	若年性認知症の支援	若年性認知症に関する相談を受けた場合に、必要に応じて若年性認知症支援コーディネーターと連携する。

3-(1) 包括的支援事業
 カ 広域連合指定事業
 (エ) 生活支援体制整備事業

センター名 鈴鹿市基幹型地域包括支援センター
 令和8年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第5号
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標 I 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 2 介護予防・生活支援サービスの提供 (1)介護予防・生活支援サービス

この事業の実施方針	生活支援コーディネーターや地域包括支援センターと連携して、地域で不足している地域資源の実情の把握や生活支援機能の強化に協力する。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①生活支援体制整備の推進	6(1)カ(エ)a	1 第1層生活支援コーディネーターとの連携による不足する生活支援サービスの把握	地域ケア会議等へ出席し、圏域ごとの生活支援サービスの実情の把握とニーズ等の情報収集に努める。
		2 第1層生活支援コーディネーターとの連携による生活支援サービスの開発	不足する生活支援サービスの創出に繋がるよう、第1層生活支援コーディネーターと連携し、開発に協力する。
②協議体及び地域づくり協議会・まちづくり協議会への参加	6(1)カ(エ)b	1 第1層生活支援コーディネーターが主催する第1層協議体への支援	第1層協議体会議へ随時開催協力し、年2回出席する。
		2 地域づくり協議会・まちづくり協議会への支援	生活支援コーディネーターやCSWと協働し、地域づくり協議会への支援協力をする。
その他、生活支援体制整備にかかる取組			

3-(1) 包括的支援事業
カ 広域連合指定事業
(オ) 各種会議の開催と出席

センター名 鈴鹿市基幹型地域包括支援センター
令和8年度

法的位置づけ	—
介護保険事業計画における位置づけ	—

この事業の実施方針	各種会議の開催・参加を通じて、広域連合・鈴鹿市・地域包括支援センターと情報共有を行い、緊密な連携を図る。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①地域包括支援センター・センター長会議の開催	6(1)カ(オ)	1 検討テーマの設定	地域包括支援センター・鈴鹿市・広域連合からの議案を集約し、検討テーマを設定する。
		2 センター長会議の開催	基幹型地域包括支援センター主催にて、毎月1回開催する。偶数月は包括連絡会議も併せて開催する。
		3 結果の共有	議事録を作成し、広域連合・地域包括支援センターと協議結果の共有を行う。
②地域包括支援センター連絡会議の開催(鈴鹿市のみ)	6(1)カ(オ)	1 検討テーマの設定	地域包括支援センター・鈴鹿市・広域連合からの議案を集約し、検討テーマを設定する。
		2 センター連絡会議の開催	偶数月第3火曜日に開催する。
		3 結果の共有	議事録を作成し、広域連合・鈴鹿市・地域包括支援センターと協議結果の共有を行う。
③専門職別ワーキング会議の開催	6(1)カ(オ)	1 検討テーマの設定	地域包括支援センター・鈴鹿市・広域連合からの議案を集約し、検討テーマを設定する。
		2 ワーキング会議の開催	3職種ワーキング: 基幹型地域包括支援センター主催にて毎月1回、職種別に各々で開催する。社士ワーキングにおいては、奇数月はワーキング後に鈴鹿市主催の虐待連絡会議に出席する。
		3 結果の共有	議事録を作成し、広域連合・地域包括支援センターと協議結果の共有を行う。
④地域包括支援センター運営協議会に関する調整	6(1)カ(オ)	1 運営協議会案件の協議・提案	広域連合からの周知事項、センター長会議等の検討事項、亀山市との共有事項の確認を行う。
		2 結果の共有	広域連合より作成された議事録を確認し、地域包括支援センターと情報共有を行う。
その他、会議等にかかる取組		その他会議への参画	医療・介護連携に関する会議や鈴鹿市・社会福祉協議会等との連携に関する会議への参加。地域包括支援センターの代表として参加する場合においては地域包括支援センターへ情報共有を行う。
		防災委員会	災害発生時に鈴鹿市・広域連合・地域包括支援センター間にて情報共有や連携が図れるように体制の構築等を目的として随時開催する。

4 その他の取組

ア 災害・感染症対策と対応

法的位置づけ	—
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標Ⅲ サービスを安心して利用できるために～介護保険制度の円滑な運営～ 4 災害等への備えの充実

この取組の実施方針	災害や感染症が発生した場合にも、介護保険サービスや地域における支援が持続的に提供できるよう、危機管理体制の構築や関係機関との連携を強化する。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①災害や感染症発生時にサービス等が持続的に提供できる体制の構築	7(2)	1 災害発生時にも介護保険サービス等が持続的に提供できる体制の構築	災害発生時に鈴鹿市・広域連合・地域包括支援センターと情報共有や連携が図れるように体制の構築等を目的として、包括防災委員会を随時開催する。
		2 感染症発生時にも介護保険サービス等が持続的に提供できる体制の構築	感染症発生時の情報共有や連携体制の構築、業務継続計画の見直しを随時行う。
②災害や感染症発生時における情報発信や支援の実施体制	7(2)	1 災害発生時に情報発信や支援を行える体制の構築	災害発生時に鈴鹿市・広域連合・地域包括支援センターと連携を図り、被害状況等の情報をとりまとめ必要な情報を発信する。必要時には地域包括支援センターの後方支援にあたる。
		2 感染症発生時に情報発信や支援を行える体制の構築	災害発生時に鈴鹿市・広域連合・地域包括支援センターと連携を図り、被害状況等の情報をとりまとめ必要な情報を発信する。必要時には地域包括支援センターの後方支援にあたる。
その他、災害・感染症対策にかかる取組			

イ その他、特記事項

この取組の実施方針	重層的支援体制整備事業を推進し、鈴鹿市・地域包括支援センター・基幹型地域包括支援センター・社会福祉協議会等の関係機関と連携を図り、複合的課題を抱える困難事例に対応できる支援体制を整備する。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
重層的支援体制整備事業の推進		多機関協働による包括的な相談支援の構築	制度の属性を問わない相談支援・参加支援・地域づくり支援を一体的に取り組めるように、多機関協働による相談支援体制の構築を行う。